

# 第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第4節 放射性物質による環境汚染への対処等

第5節 各種制限措置の解除

第6節 災害地域市民に係る記録等の作成

第7節 被災者等の生活再建等の支援

第8節 風評被害等の影響の軽減

第9節 被災中小企業等に対する支援

第10節 心身の健康相談体制の整備



# 第4章 原子力災害中長期対策

## 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

## 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

## 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施する区域を設定する。

## 第4節 放射性物質による環境汚染への対処等

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処及び食品等の検査など必要な措置を継続的に行う。

- (1) 市内の小中学校、幼稚園、保育所、公園などの施設を中心に、空間放射線量を定期的に測定
- (2) 市内の個人宅や事業所における空間放射線量の訪問測定
- (3) 市立小中学校の学校給食食材における対策や放射性物質の検査
- (4) 市内で生産されている農産物及び自家消費野菜における対策や放射性物質の検査
- (5) 市内の水田・畑の土壌における対策や放射性物質の検査
- (6) 水戸市公設地方卸売市場取扱品（農水産物等）の放射性物質の検査
- (7) 水戸市清掃工場等の定期的な放射線測定
- (8) 水戸市浄水場における水道水の定期的な放射性物質の検査

## 第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言・指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

## 第6節 災害地域市民に係る記録等の作成

### 第1 災害地域市民の記録

### 第2 災害対策措置状況の記録

### 第1 災害地域市民の記録

市は、広域避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明するとともに、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録しておく。

### 第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

## 第7節 被災者等の生活再建等の支援

### 第1 生活再建の取組み

### 第2 総合的な相談窓口等の設置

### 第3 災害復興基金の設立等

### 第1 生活再建の取組み

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的な確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

### 第2 総合的な相談窓口等の設置

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な支援・サービスを提供する。

なお、被災者への支援方法については、本市地域防災計画各編に準じて行い、きめ細かな支援に努める。

### 第3 災害復興基金の設立等

市は、国及び県と連携し、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的な手法を検討する。

## 第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

## 第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国から放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制や健康相談に関する体制を整備する。

